

第 219 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所  
名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ビル 8 F  
Tel 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096  
http://www.maeda-cpa.com/

平成 21 年 9 月 10 日

### 前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 218 回

政権も交代し、社会情勢も刻々と変化しています。我々も新政権の方針をよく調べて対応していくことが必要ですね。必ず生き抜く知恵も生まれます。

柔軟に対処してください、勉強してください、話し合ってください。

さて今後、我々が勝ち抜くためにはやはり「オンリーワン企業」になることが必要であり、そのためには「オリジナリティ」が必要だと思います。

それには

- ① お客様（ユーザー）のニーズに素直にしたがってください。
- ② 現場をよく見る必要があります。そして現場社員の声を聞いてください。
- ③ 使う人の身になると創造力が生まれます。
- ④ 社内の話し合い（ブレインストーミング）から新しい発想が生まれます。

さあ、心掛けてください。必ず勝てるはずですよ。

### 前田の《今人生を語る》第 124 回

めざめよ日本人®

さて、これから日本はどうなるのか？

※ 世界に負けないための日本人になるには、これから何をすればいいのか？

※ アメリカに、中国に、北朝鮮にどう対処すればいいのか？

これからは我々個々人が自分で考えていきましょう・・・政治家まかせにしないで・・・

### 《新事業承継税制》

松村英治

☆ 後継者に自社株式を継がせる際の税制として新しい事業承継税制が始まりました。

#### 1. 贈与税の納税猶予

後継者が自社株式の生前贈与を受けた場合に課税される贈与税が、贈与者の死亡または後継者の死亡の時まで猶予されるという税制（H21 年 4 月 1 日以後の贈与より適用）

#### 2. 相続税の納税猶予

後継者が自社株式を相続した場合に課税される相続税が、後継者の死亡または次の新たな後継者の贈与の時まで猶予されるという税制（H20 年 10 月 1 日以後に開始した相続より適用）

新・事業承継税制が適用されるのは中小企業者に限られますが、その場合の「中小企業者」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

#### 中小企業者の範囲

「資本金」、「従業員数」の要件のいずれかを満たす企業

業 種	資本金	従業員数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。）		900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

#### 【概要】

経済産業大臣の認定を受けた会社の自社株式を、旧代表者から親族である後継者が相続または遺贈により取得する場合に適用されます。

発行済株式総数の 3 分の 2 に達するまでの株式が対象で、その 80% に対応する相続税額が納税猶予されます。

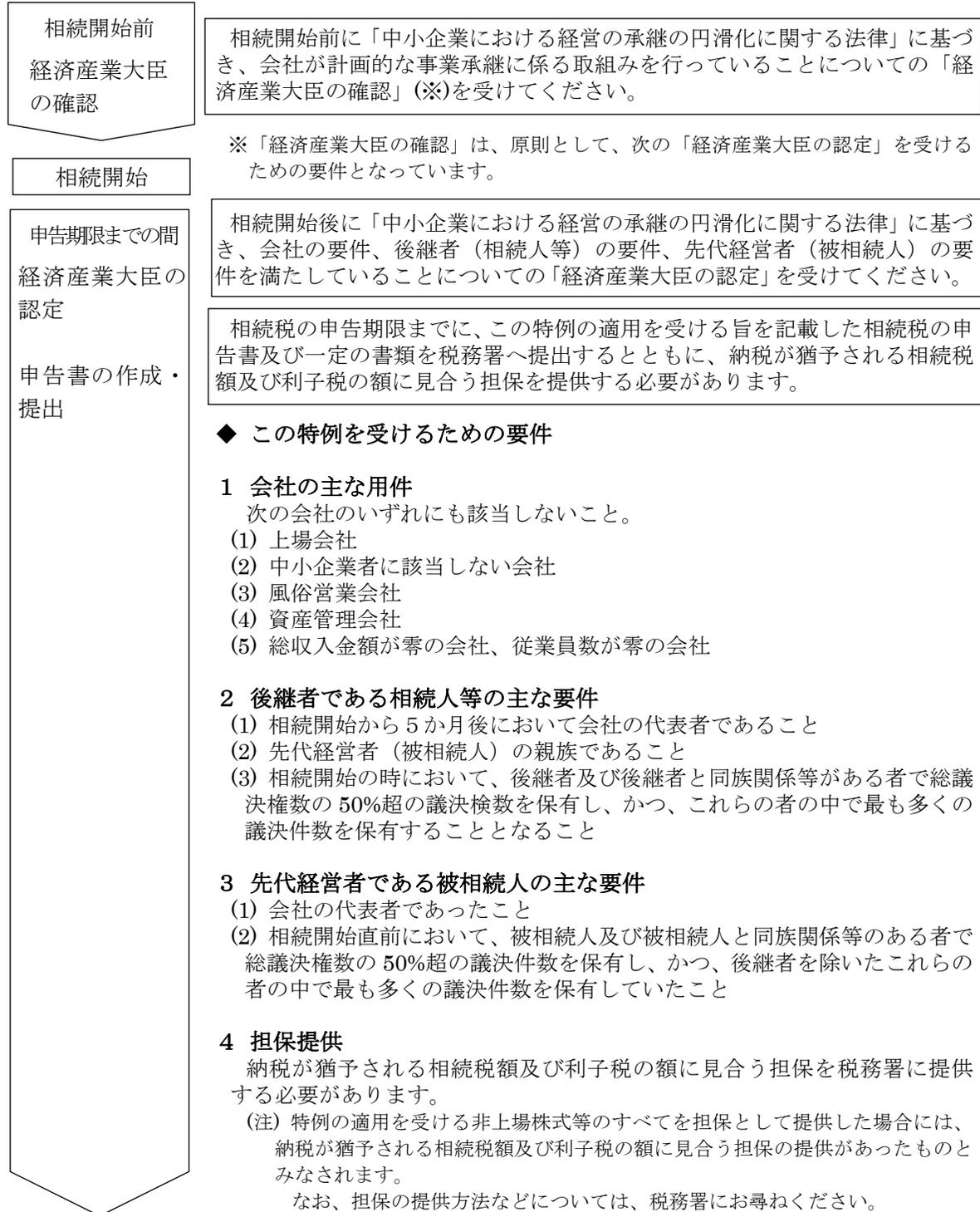
新代表者は相続をしてから 5 年間の事業継続が求められます。

また、継続して代表者であることや雇用の 8 割以上を維持すること、相続した自社株を保有し続けることなどが求められ、それができなかった場合には納税猶予が取り消されますので、利子税を含めた納税が一旦に発生することになります。

～ 次回は贈与税の納税猶予について説明させていただきます ～

## 特例の要件や申告手続などの流れ

(平成 21 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。)



相 続 税 の  
申 告 期 限

申告期限

納税猶予期間中  
非上場株式等の  
継続保有

「継続届出書」  
の提出

後継者の死亡等  
「免除届出書」の  
提出

### ◆ 相続税の申告期限

相続開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から 10 か月以内に、所轄税務署(※)に相続税の申告をする必要があります。  
※ 通常は、被相続人の住所地を所轄する税務署となります。

申告後も引続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。  
ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

### ◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合

- (1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税の全額と利子税を併せて納付します。
- (2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税のうち、譲渡等した部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します。  
(注)譲渡等した部分に対応しない相続税については、引き続き納税が猶予されます。

主な場合	申告期限後 5 年以内	申告期限後 5 年経過後
特例の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等（贈与を含みます。）した場合	A	B
後継者が会社の代表者でなくなった場合	A	C (※)
一定の基準日において雇用の 8 割を維持できなくなった場合	A	C (※)
会社が資産管理会社に該当した場合	A	A

※「C」に該当した場合には、相続税を納付することなく引き続き納税が猶予されます。

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を相続税の申告期限後 5 年間は毎年、5 年経過後は 3 年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその農夫が免除されます。

### ◆ 納税が猶予されている相続税の納付が免除される主な場合

- (1) 後継者が死亡した場合
- (2) 申告期限後 5 年を経過した後に、この特例の適用をうけた非上場株式等を一定の親族に贈与し、その親族が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例」の適用を受ける場合